

# 平成 26 年度むらおこし特産品コンテスト実施要領

平成 26 年 8 月  
全国商工会連合会

## 1. 審査品目

むらおこし事業や全国展開支援事業等によって開発された特産品であって、次のものを審査する。

食 品……農産加工品、畜産加工品、水産加工品、健康食品、飲料、菓子等

非 食 品……木工品、陶磁器、家具、日用品、繊維製品、民芸品、装飾品、  
その他

## 2. 出展対象者

商工会地区内の事業者、商工会、組合及び第 3 セクター等の団体とする。

## 3. 出品申込書の提出期限

平成 26 年 9 月 12 日（金）17:00 まで

## 4. 審査日程及び場所

(1) 日 程 平成 26 年 10 月 16 日（木）

(2) 場 所 (株)東京交通会館 12 階 カトレアサロン A  
千代田区有楽町二丁目 10 番 1 号

## 5. 審査方法

### (1) 審査・選考方法

全国商工会連合会（以下「全国連」）に学識経験者委員、流通関係者委員、全国連委員によって構成する「むらおこし特産品コンテスト審査委員会」を設置し、審査選考を行う。食品は出品者等と調整を行った上で試食・試飲を行い選考する。

審査委員は、本コンテストの目的に則り、下記の審査基準に基づき、第 1 次審査・第 2 次審査を公正厳格に行い、受賞品を選考する。

また、併せて商品パッケージやラベル標記が JAS 法、食品衛生法等の法令を順守しているかについて、専門家による確認を行い、その内容を評価に反映させる。

### (2) 第 1 次審査

各審査委員により、出品されたむらおこし特産品等について、次の基準に基づき、食品 5 品目、非食品 3 品目を選定し投票する。得票数の多い食品上位 20 品目、非食品 7 品目程度を 2 次審査へ推薦する。

- ① 地域資源を活用し、素材特性を十分に活かしているもの。
- ② 品質や味、機能、デザインが優れているもの。
- ③ 加工技術に優れ、他の類似品と比較し独自性があるもの。

(3) 第2次審査

第1次審査で推薦されたそれぞれの特産品について、次の審査基準に基づき、各々の項目について5段階で評価し、その評価合計を得点とする。総合得点、各委員の選定理由、下記(4)の各賞審査基準を総合的に勘案し、審査委員会において協議のうえ、各賞を決定する。

- ① 郷土色（地域資源を活用し、素材特性を十分に活かして独自性をアピールしているか）。
- ② 訴求力（商品及びその包装・ネーミングにおいて生産者の意向が消費者に印象づけられるか）。
- ③ 市場性（消費者ニーズを把握しており、市場拡大の可能性があるか）。
- ④ 将来性（製品自体に将来性があり、今後の期待がもてるか）。

(4) 各賞審査基準

① 経済産業大臣賞

審査の全般において、著しく優れており、地域を代表する特産品としての成長性が高く、地域の産業振興に対する貢献性が大であると認められるもの。

② 中小企業庁長官賞

審査の全般において、特に優れており、特産品開発における製造・開発技術の向上に寄与し、市場性に優れていると認められるもの。

③ 全国商工会連合会会長賞

商工会地域としての郷土性に富み、開発アイデア等において、先進性、獨創性に優れたもの。

④ 審査員特別賞

審査の全般において、優れており、消費者への訴求力や市場性が高く、将来性が見込めるもの。

6. 褒 賞

区 分	食 品 部 門	非 食 品 部 門
経 済 産 業 大 臣 賞	1	
中 小 企 業 庁 長 官 賞	1	1
全 国 商 工 会 連 合 会 会 長 賞	2	2
審 査 員 特 別 賞	5 以 内	

※全国商工会連合会会長賞及び審査員特別賞の表彰枠数は、上記を原則として審査結果等の状況により勘案する。

## 7. 表彰

各受賞品については賞状を作成し、出品事業者に授与する。

## 8. 「特産品コンテスト出品商品紹介ガイドブック」の作成

本コンテストの応募商品全てを掲載した「特産品コンテスト出品商品紹介ガイドブック」を作成し、マスコミ及び流通関係者に向けて情報提供を行う。

また、全国連が開催する展示商談会において、来場者に配布する。

## 9. 全国連実施のイベント及び雑誌等でのPR

今後全国連が実施するイベント会場において、「特産品コンテスト紹介コーナー」を設け、受賞商品の展示、ガイドブックの配布等により、来場者へのPRや販路開拓・拡大を支援する。

## 10. 受賞品の広報

受賞した商品を、メディアを活用した商談へつながるような広報を実施する。

## 11. 各県連からの応募品目数

各県連は、商工会等へ公募し、1点以上を応募することとする。また、1事業者からの応募は原則1点とする。

過去に申請したものについては、原則応募することができない。

## むらおこし特産品コンテスト出展に係る留意事項

### 1. 審査品目等

(1) 実施要領「1. 審査品目」の「むらおこし事業や全国展開支援事業等によって開発された特産品」の範囲については、次の内容とする。

- ①小規模事業経営対策事業費補助金のむらおこし事業等により開発された特産品
- ②全国展開支援事業等によって開発された特産品
- ③商工会の指導助言のもとに開発された特産品
- ④商工会地域の資源・技術等を活用した特産品

(2) 過去に申請したものについては、原則応募することができない。

(3) 受賞事業者等に対し、その後の売り上げ等追跡アンケート調査等を実施する。その調査等に協力できる出品者の特産品であること。

### 2. 応募対象者

商工会地区の事業者、商工会、組合、第三セクター等の団体とする。

### 3. 各県の応募数

- ①各県連、原則として1点以上を提出応募すること。
- ②1事業者からの出展は原則として1点とする。

### 4. 応募商品について

(1) 応募商品については JAS 法、食品衛生法、容器包装リサイクル法等法律上の規定に則していること。

(参考)

- ① 名称（品名）
- ② 原材料名（食品添加物を含む）
- ③ 内容量
- ④ 消費期限又は賞味期限
  - ・品質が急激に変化しやすく、製造後速やかに消費すべき食品には消費期限を年月日で表示する。
  - ・品質を保たれるのが3ヵ月以内の食品には賞味期限を年月日で表示する。
  - ・品質を保たれるのが3ヵ月を超える食品には賞味期限を年月で表示する。
- ⑤ 保存方法
- ⑥ 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) サイズ違い、量目違いの商品がある場合は、それらを併せて「1点」とする。

(3) 類似パッケージによるバリエーション（色違い、味違い）、単品商品の組み合わせ（セット）については、まとめて「1点」とする。

(4) 試作品等でパッケージ及び販売予定価格が未定のものは審査対象外とする。

(5) 法令等の順守確認を行うため、表示ラベルを出品申込書に添付することとする。

※応募商品（加工食品の場合）の一括表示に記載の「原材料名」の表示内容が、JAS法に規定されている「加工食品品質表示基準」に合致していること。

・原料の記載順序等が証明できる資料があれば添付願います。

※使用した原材料で「アレルギー物質」、「食品添加物」があれば、この表示欠落が無いように再度の確認をお願いします。

※使用した原材料で、特色有る原材料を使用した場合には、その記載方法も「加工食品品質表示基準」に基づいた表示をお願いします。